

## 最低賃金制度等の在り方見直しと事業者支援を求める意見書

日本経済を安定的な成長軌道に乗せるためには、全国の企業数の99.7%（熊本県内は99.9%）、従業者数の69.7%（熊本県内は92.7%）を占め、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の業績改善と自発的・持続的な賃上げが不可欠である。深刻な人手不足と物価高騰を背景に、中小企業・小規模事業者も懸命に賃上げに取り組んでいるが、業績改善を伴わない「防衛的賃上げ」の割合が高く、「賃上げ疲れ」との声も聞かれる。

このような中で、石破前政権が掲げた最低賃金を2020年代に全国加重平均1,500円とする目標については、熊本県内経済4団体が本年9月に会員の1,049事業者、200組合から回答を得た調査では約8割の事業者と組合が「対応は不可能又は困難」と回答している。

最低賃金制度は、労働者の生活を守るセーフティネットとして、赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段とすることには疑問がある。

政府におかれでは、GDPの半分以上を占める個人消費が長期減少傾向にあり、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できていない状況を踏まえ、国内消費の拡大に向けた経済政策の強力な実施により、企業が自発的かつ持続的に賃上げが可能な環境を整備するとともに、経済情勢や、事業者の経営状況、支払い能力を十分に踏まえた目標の見直しが必要と考える。

令和7年度の地方最低賃金は、熊本県を含む39の道府県で中央最低賃金審議会が示す目安を上回る引上げがなされた。地方最低賃金審議会においては、最低賃金法に基づき、各地域の生計費、賃金、企業の支払い能力の三要素をもとに審議を行うこととなっているが、現実的には、人材流出の懸念等から隣県より1円でも高くといった過度な競争意識が働いている。このことは、セーフティネットという最低賃金の本来の趣旨に即しておらず、企業の支払い能力を踏まえない無理な引上げにつながっている。

また、同じ県の中においても地域によって経済状況や賃金等に格差がある。これを考慮せずに県内一律の大幅な引上げとなれば、人口減少や少子高齢化が進み経済が脆弱な地域においては、日常生活を支えるインフラともいべき商業・サービス業等の産業が成り立たず、地域の更なる疲弊につながりかねない。

さらに、熊本県を含む地方最低賃金審議会においては、近年、最終的な採決で、賃金を支払う当事者である使用者側委員全員が反対したまま、多数決にて決定されるケースが多く、合意形成の在り方に疑問があるなど、現行の最低賃金制度に様々な歪みが出ていると言わざるを得ない。

令和7年度熊本県最低賃金については、全国最大の82円の引上げとなり、1,034円となった。熊本県内経済4団体が実施した調査では、今回の引上げについて、全体の7割を超える事業者及び組合において経営を直撃する重大な問題であることが浮き彫りになった。また、その対応策については、約半数が、業務効率化や、商品・サービス価格の引上げを挙げる一方で、正職員の配置転換・削減、営業時間・労働時間の短縮、一時金（賞与等）の調整を検討する声も少なくなく、労働者にとっても厳しい経営環境になりかねない状況である。

よって、国におかれでは、下記事項について措置されるよう強く要望する。

### 記

- 1 石破前政権が掲げた最低賃金を2020年代に全国加重平均1,500円とする目標について、

経済情勢や、中小企業・小規模事業者の経営状況、支払い能力を十分踏まえて見直しを検討すること。

また、国内消費の拡大に向けた経済政策の強力な実施により、中小企業・小規模事業者が自発的かつ持続的に賃上げが可能な環境を整備すること。

- 2 現行の最低賃金制度について、他県との競争となっている実態、県内一律の金額適用の適否、地方最低賃金審議会の合意形成の在り方など、様々な課題が生じていることを踏まえ、制度の見直しを検討すること。
- 3 令和7年度の地方最低賃金の大幅な引上げに伴い、厳しい経営を強いられる中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう支援を拡充・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

熊本県議会議長 高野洋介

衆議院議長	額賀福志郎 様
参議院議長	関口昌一 様
内閣総理大臣	高市早苗 様
総務大臣	林芳正 様
財務大臣	片山さつき 様
厚生労働大臣	上野賢一郎 様
経済産業大臣	赤澤亮正 様
内閣官房長官	木原稔 様
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	城内実 様